

(誤)

5.1.5 各種公的機関等の損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により**事業主体**の損失額を算定する。

下記1)～13)について、死亡、後遺症、傷害、物損の分類にしたがって整理する。

表 5.1-3 各種公的機関等の損失の算定方法

項目	算定方法
1)救急搬送費	・「出動件数」に「出動費用」を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
2)警察の事故処理費用	・警察官1名当たりの費用(人件費)に、年間の事故処理延べ時間を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分について、事故処理延べ時間が被害程度別となっているものの、これらは死亡、後遺障害、傷害に対応していないため、3分類で同等の費用が発生するとする。
3)裁判費用	・致死、致傷別の交通関係の裁判件数と、裁判所の歳出額を用いて、死亡、後遺・傷害別の裁判費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ(過年度調査と同様に、前回調査のデータである最高裁資料を援用)を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて2分類にて按分する。
4)訴訟追行費用	・民事、刑事別の訴訟追行費用(総額)と、致死、致傷別の交通関係の裁判件数を用いて、死亡、後遺・傷害別の訴訟追行費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、3)と同様の方法で実施する。
5)被害者1名あたり事業主体の損失	・4)「 事業主体の損失 」(≧1)「 死傷者数 」により、 業種別の被害者1名あたり事業主体 を算出する。
6) 検察費用	・致死、致傷別の検察の新規受理件数、検察の歳出額を用いて、死亡、後遺・傷害別の検察費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の新規受理件数データを元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて2分類にて按分する。
7) 矯正費用	・矯正関連の歳出額をもとに交通関連・矯正関連の矯正費用を推計する。 ・当該費用の死傷3分類への按分について、矯正費用は被害者死亡のケースが大部分と考えられるので、全費用を死亡に係る費用とする。
8) 保険運営費	・損害保険の損害調査費、共済事業費の運営費、政府保障事業保障業務委託費を足し合わせるにより算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。

29

(正)

5.1.5 各種公的機関等の損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により**各種公的機関等**の損失額を算定する。

下記1)～12)について、死亡、後遺症、傷害、物損の分類にしたがって整理する。

表 5.1-3 各種公的機関等の損失の算定方法

項目	算定方法
1)救急搬送費	・「出動件数」に「出動費用」を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
2)警察の事故処理費用	・警察官1名当たりの費用(人件費)に、年間の事故処理延べ時間を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分について、事故処理延べ時間が被害程度別となっているものの、これらは死亡、後遺障害、傷害に対応していないため、3分類で同等の費用が発生するとする。
3)裁判費用	・致死、致傷別の交通関係の裁判件数と、裁判所の歳出額を用いて、死亡、後遺・傷害別の裁判費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ(過年度調査と同様に、前回調査のデータである最高裁資料を援用)を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて2分類にて按分する。
4)訴訟追行費用	・民事、刑事別の訴訟追行費用(総額)と、致死、致傷別の交通関係の裁判件数を用いて、死亡、後遺・傷害別の訴訟追行費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、3)と同様の方法で実施する。
5) 検察費用	・致死、致傷別の検察の新規受理件数、検察の歳出額を用いて、死亡、後遺・傷害別の検察費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の新規受理件数データを元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて2分類にて按分する。
6) 矯正費用	・矯正関連の歳出額をもとに交通関連・矯正関連の矯正費用を推計する。 ・当該費用の死傷3分類への按分について、矯正費用は被害者死亡のケースが大部分と考えられるので、全費用を死亡に係る費用とする。
7) 保険運営費	・損害保険の損害調査費、共済事業費の運営費、政府保障事業保障業務委託費を足し合わせるにより算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。

29

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

項目	算定方法
9) 被害者救済費用	<ul style="list-style-type: none"> 以下を足し合わせるにより算出する。 自動車事故対策機構について、決算資料の貸付業務費、療護施設業務費、援護業務費の合計。 自治体交通事故相談所について、業務費用の合計。 日本損害保険協会自動車保険請求相談センターについて、決算資料の支出の合計。 日弁連交通事故相談センターについて、決算資料の支出の合計。 交通事故紛争処理センターについて、決算資料の事業費、物損事故相談費用の合計。 交通遺児育成基金について、決算資料の給付金支出合計。 交通遺児育英会について、決算資料の支出の合計。 自賠責保険・共済紛争処理機構について、決算資料の事業費。 重度後遺障害者短期入院協力費について、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部の補助の決算額。 <p>・当該費用の死傷3分類への按分は、交通遺児育成基金、交通遺児育英会及びび高等学校交通遺児授業料減免事業は被害者死亡のケース、自動車事故対策機構及び重度後遺障害者短期入院協力費は後遺障害のケース、他は全てのケースに均等に割り振ることとする。</p>
10) 社会福祉費用	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉費用総額(身体障害者福祉促進事業委託費、身体障害者保護費、障害者の自立支援等に必要経費の合計)に、厚生労働省データによって把握される身体障害者のうち交通事故が原因である割合を乗じることによって算定する。 当該費用の死傷3分類への按分について、当該費用は後遺障害のケースが大部分と考えられるので、全費用を後遺障害に係る費用とする。
11) 救急医療体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の整備等に関する費用に、救急出動件数中の交通事故出動件数の割合を乗じることによって算定する。 救急医療体制の整備等に関する費用は、医療提供体制推進事業費補助金の決算額を過年度および最新の予算書に基づいて推定した値を用いる。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
12) 渋滞の損失	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の渋滞損失算出法にしたがって算出する。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり算定した。 ①ロードサービス業務費:過年度及び最新の一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)資料より推定 ②ロードサービス出動件数:JAF資料 ③ロードサービスうち事故処理件数:JAF資料 ④レッカー車出動費:①÷②×③ ⑤JAF処理率:30%と設定 ⑥レッカー車の出動費:④÷⑤

(正)

項目	算定方法
8) 被害者救済費用	<ul style="list-style-type: none"> 以下を足し合わせるにより算出する。 自動車事故対策機構について、決算資料の貸付事務取扱業務費、療護業務費、援護業務費の合計。 自治体交通事故相談所について、業務費用の合計。 日本損害保険協会自動車保険請求相談センターについて、決算資料の支出の合計。 日弁連交通事故相談センターについて、決算資料の経常費用の合計。 交通事故紛争処理センターについて、決算資料の事業費の合計。 交通遺児育成基金について、決算資料の育成給付金。 交通遺児育英会について、決算資料の事業活動支出の合計。 自賠責保険・共済紛争処理機構について、決算資料の事業費。 重度後遺障害者短期入院協力費について、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部の補助の決算額。 <p>・当該費用の死傷3分類への按分は、交通遺児育成基金、交通遺児育英会は被害者死亡のケース、自動車事故対策機構及び重度後遺障害者短期入院協力費は後遺障害のケース、他は全てのケースに均等に割り振ることとする。</p>
9) 社会福祉費用	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立支援等に必要経費に、厚生労働省データによって把握される身体障害者のうち交通事故が原因である割合を乗じることによって算定する。 当該費用の死傷3分類への按分について、当該費用は後遺障害のケースが大部分と考えられるので、全費用を後遺障害に係る費用とする。
10) 救急医療体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の整備等に関する費用に、救急出動件数中の交通事故出動件数の割合を乗じることによって算定する。 救急医療体制の整備等に関する費用は、医療提供体制推進事業費補助金の予算額を過年度および最新の予算書に基づいて推定した値を用いる。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
11) 渋滞の損失	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の渋滞損失算出法にしたがって算出する。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
12) 事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり算定した。 ①ロードサービス業務費:過年度及び最新の一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)資料より推定 ②ロードサービス出動件数:JAF資料 ③ロードサービスうち事故処理件数:JAF資料 ④JAFレッカー車出動費:①÷②×③ ⑤JAF処理率:30%と設定 ⑥レッカー車の出動費:④÷⑤

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

5.1.6 データの更新状況

過年度の用いたデータと対比できるように、本調査において利用したデータを下表に示す。

表 5.1-4 データの更新状況

Table with 10 columns: 調査項目, H24調査年 調査年, 項目名, 資料, 資料, 実数, H19年-9, H21年-9, H23年-9, 備考. Rows include categories like 死傷者数, 発生原因の統計区分, 自動車保険, 人的損失額, 物的損失額, 事業主の損失, 従業員の死傷者数.

31

(正)

5.1.6 データの更新状況

過年度の用いたデータと対比できるように、本調査において利用したデータを下表に示す。

表 5.1-4 データの更新状況

Table with 10 columns: 調査項目, H24調査年 調査年, 項目名, 資料, 資料, 実数, H19年-9, H21年-9, H23年-9, 備考. Rows include categories like 死傷者数, 発生原因の統計区分, 自動車保険, 人的損失額, 物的損失額, 事業主の損失, 従業員の死傷者数.

31

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

